(※基本料金・各種加算は介護保険負担割合証に応じて計算されます)

No.1					費用(円)			算定 単位	備考	
要介護		提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
		1時間以上 2時間未満	369	398	429	458	491		(時間延長サービス)	
		2時間以上 3時間未満	383	439	498	555	612	18	8時間以上9時間未満+50円	
		3時間以上 4時間未満	486	565	643	743	842		9時間以上10時間未満+100円	
基本料金(1	割負担)	4時間以上 5時間未満	553	642	730	844	957		10時間以上11時間未満+150円	
		5時間以上 6時間未満	622	738	852	987	1120		11時間以上12時間未満+200円	
		6時間以上 7時間未満	715	850	981	1137	1290		12時間以上13時間未満+250円	
		7時間以上 8時間未満	762	903	1046	1215	1379		13時間以上14時間未満+300円	

	7時間以上 8時間未満	762	903	1046	1215	1379	13時間以上14時間未満+300円			
各種加算 費用(円)							備考			
理学療法士等体制強化加算		3	0	1日		配置基準を超え [.] 上2時間未満に阻	て理学療法士等を専従かつ常勤で配置した場合に算定 る)			
	3時間以上 4時間未満 4時間以上		2		(- n y n y y		•			
リハビリテーション提供体制 加算	5時間未満 5時間以上 6時間未満	2	0	1日	規定する	配置基準を超え ⁻	て理学療法士等を配置した場合に算定			
	6時間以上 7時間未満 7時間以上		4 8							
	8時間未満		50		厚労省の)定めるリハビリマネ	ジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月以内)			
	(1)		10				ジメハチ順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月超)			
		59	93		厚労省の)定めるリハビリマネ	ジ メント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月以内)			
リハビリテーションマネジメ	(□)	27	73		厚労省の)定めるリハビリマネ	ジェメト手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月超)			
ント加算		79	93	1月	厚労省の	定めるリハビリマネ	ジェメト手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月以内)			
	(V)	47	73		厚労省の)定めるリハビリマネ	ジメント手順を行った場合に算定(同意日の属する月から6月超)			
		27	70		上記 リィ	ヽビリテーショ	ンマネジメント加算(イ)(ロ)(ハ)の加算算定手順に加えて			
		270	70		事業所の	医師が利用者	又はその家族に対して説明し利用者の同意を得た場合算定			
短期集中リハビリテーション		11	LO	1日			受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または認定日から起算して3月以内			
実施加算					の期間に	個別リハビリ	テーションを集中的に行った場合算定			
認知症短期集中リハビリテー ション実施加算	(1)	24	10	1日			受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月 ハビリテーションを集中的に行った場合算定 (1週間に2日を限度)			
	(11)	1920			以内の期	間に認知症リ	受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月 ハビリテーションを集中的に行った場合算定			
生活行為向上リハビリテー						かつリハマネ加算算定が条件) を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合※利用開始月から起算して6月				
ション実施加算		12	50	1月	以内に限					
重度療養管理加算			00	1日			・医学的管理等を踏まえてリハビリテーションを行った場合に算定			
入浴介助加算	(I) (II)	6	0	1日			ことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助 入浴計画に基づき個浴を居宅の状況に近い環境で行う入浴介助			
中重度者ケア体制加算	(11)		0	1日	中重度の	要介護者であ	っても、社会性の維持を図るとともに、在宅生活が継続できるケアを計画的に実施する			
若年性認知症利用者受入加算		6	0	1日						
栄養アセスメント加算		5	0	1月	管理栄養	士を配置し栄	養アセスメントを体制及び実施した場合に算定します。			
栄養改善加算		20	00	1回	管理栄養	士とともに栄	養ケアを整備した場合に算定します。(月2回を限度)			
口腔・栄養 スクリーニング費	(I) (II)	2	0	1 🛽	口腔・栄	養状態を確認	し、ケアマネジメント行った場合に6月に1回を限度として算定します。			
	(1)	15	50				所としての計画を策定し評価及びケアを実施した場合に算定します。 (Ⅱ) の同時算定は不可			
口腔機能向上加算	(11) 1	15	55	1 🛽			省が求める情報提供を行った場合に算定します。 ビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定している場合			
	(II) □	16	60				省が求める情報提供を行った場合に算定します。 ビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していない場合			
送迎減算		-4	17	片道	事業所が	ぶ送迎を行わない	小場合			
同一建物減算		-9	94	1日			主する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合			
移行支援加算		1	2	1日	※加算算	定を開始する	テ支援プロセスを行い評価対象機関に一定の基準を超えた場合に算定する。 月の前年の同月から起算して12月までの算定。			
退院時共同指導加算		60	00	1回	厚生労働省が定める退院時共同指導プロセスを行い当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。					
科学的介護推進体制加算			0	1日	厚生労働	 動省が求める情報	報提供を行った場合に算定します。			
サービス提供体制強化加算	(I) (II)		2 8	1日	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。					
	(III)	6	ò							

(※基本料金・各種加算は介護保険負担割合証に応じて計算されます)

	No.2 要支援		費用(円)	算定 単位	備考
	基本料金(1割負担)	要支援1	2268	1月	
		要支援 2	4228	1/3	

各種加算		費用(円) 算定単位		備考			
生活行為向上リハビリテー ション実施加算		562	1月	生活行為の内容の充実を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合※利用開始月から起算して6月以内に限る			
若年性認知症利用者受入加算		240	1月	65歳未満の方に対して個別担当者を配置します。			
	要支援 1	-376	1月				
同一建物減算	要支援 2	-752	1月	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合			
利用開始日の属する月から12	要支援 1	-120	1月	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は所定単位数から左記の単位数を滅算する。(国の定める算定要件を満たさない場合)			
月超(減算)		1月	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は所定単位数から左記の単位数を減算する。(国の定める算定要件を満たさない場合)				
退院時共同指導加算		600	10	厚生労働省が定める退院時共同指導プロセスを行い当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。			
栄養アセスメント加算		50	1月	管理栄養士を配置し栄養アセスメントを体制及び実施した場合に算定します。			
栄養改善加算		200	1回	管理栄養士とともに栄養ケアを整備した場合に算定します。(月2回を限度)			
口腔・栄養 スクリーニング費	(I) (II)	20 5	1回	口腔・栄養状態を確認し、ケアマネジメント行った場合に6月に1回を限度として算定します。			
口腔機能向上加算	(1)	150	10	口腔ケアについて、事業所としての計画を策定し評価及びケアを実施した場合に算定します。(月2回を限度) ※(I)(Ⅱ)の同時算定は不可			
	(11)	160	16	上記内容に加え厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。(月2回を限度)			
一体的サービス提供加算		480	1月	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。 ※ 栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は算定不可			
科学的介護推進体制加算		40	1月	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。			
サービス提供体制強化加算(1)	要支援1	88					
ッ ころ派内内的法に加昇(I)	要支援2	176					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72	1月	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。			
ッ ころ延広件的法に加昇(II)	要支援2	144		収長∨此旦1Λ/// ゚ // 行貝1甘・動称千数寺により、いり1// で昇止しより。 			
サービス提供体制強化加算(III)	要支援1	24					
ラ ころ延戍仲削強に加昇(III)	要支援2	48					

要支援・要介護(共通)

女人派 女儿晚 (八地)							
各種加算	費用(円)	算定単位	備考				
業務継続計画未策定減算	-(所定単位) × 1/100	I 18	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を 滅算する。				
高齢者虐待防止措置未実施減算	-(所定単位) × 1/100	I 1A	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じら れていない場合に、基本報酬を減算する。				
	(所定単位) × 70/100	1日	災害・虐待の受入れ等やむを得ない場合を除いて定員を超過している場合は減算する。				
医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護 職員の員数が基準に満たない場合	(所定単位) × 70/100	1日	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合は減算 する。				

各種加算		費用(円)		算定単位	備考						
	(1)		× 86 / 1000	- 1月							
介護職員等処遇改善加算	(11)	所定	× 83 / 1000		巨生必働火	厚生労働省の基準に基づいて算定します。					
月段概奏寺处起以音加弃	(III)	単位	× 66 / 1000		子工刀倒自	字上刀 両 目の空牛に空 ブリ・C 昇足 しより。					
	(IV)		× 53 / 1000								
各種加算		費用(円)		算定単位	各種加算 費用(円)		算定単位	備考			
	(V) 1		× 76 / 1000	1月	(N) 8		× 56 / 1000				
	(V) 2		× 73 / 1000		(V) 9 (V) 10 所定	× 55 / 1000		※ (V) 1∼ (V) 14については			
	(N) 3	所定	× 73 / 1000			× 48 / 1000					
介護職員等処遇改善加算	(V) 4	単位	× 70 / 1000		(V) 11	11 単位	× 43 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。		
	(V) 5	+四	× 63 / 1000 ×60/ 1000		(V) 12		× 45 / 1000				
	(V) 6				(V) 13		× 38 / 1000				
	(V) 7		× 58 / 1000	ľ	(V) 14		× 28 / 1000				

実費	費用(円)	算定単位	備考					
食費	730円(税込み)	1食	食材料費+調理に要する費用(おやつ代含む)					
生活セット(B)	事業所のものをご利用される場合 25円(税抜き) ※ご自身で購入されての持ち込みも構 いません。(毎回持ち帰り)	1日	※ 石けん(ボディ-ゾーブ)・シャンプー(リンスインシャンプ-) 上記は施設で用意しているものをセットでご利用となるため、単品ごとの料金設定はなく、利用終了時のお持ち帰り等はご遠慮願います。ただし、他利用者様と比べ使用量が著しく多い等の場合は、別途ご相談させていただきます。					
通常の実施地域を超えて行う 事業に要する交通費	(1)事業所の実施地域を越えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円 (2)事業所の実施地域を越えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円							
その他	オムツ代を含む日常生活上の費用で利用者に負担いただくことが適当である者に関わる費用は利用者または家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得た上で実 費を負担していただきます。							